

認定支援機関等向けマニュアル・FAQ

平成25年12月13日改訂版

【追加・改訂箇所抜粋】

よくあるご質問(FAQ)

事業者からのご質問

Q1-3【支援対象事業者】
支援を受けるための条件はあるのでしょうか？

☆平成25年12月13日改訂

A.

(1) 対象事業者

個人事業主は支援対象ですが、医療法人、社会福祉法人、LLP（有限責任事業組合）、学校法人は、この制度による支援の対象外です。
また、上記記載以外にも支援対象とならない業種もありますので、個別に支援センターにお問い合わせください。

【参考】～ 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引き～
本事業の対象となる事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者とする。

(2) 金融支援の有無

利用申請の段階で、貸付条件を変更しているかどうかは関係ありません。
金融機関からの金融支援（Q3-2参照）を受けようとする、あるいは現在、金融支援を受けている事業者が引き続き金融支援を受けようとする場合に対象となります。
したがって、金融支援を必要としない先は対象となりません。

【参考】（改訂前）Q1-3【支援対象事業者】
支援を受けるための条件はあるのでしょうか？

A. この制度により支援対象となる事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者で、事業再生・経営改善を図るために、認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、債権者間調整を行った結果として、金融機関が金融支援（リスケ等）に応じることや新規融資（Q3-3参照）を受けるために経営改善計画を策定支援する事業者になります。
また、個人事業主は支援対象ですが、医療法人、社会福祉法人、LLP（有限責任事業組合）は、この制度による支援の対象外です。

よくあるご質問(FAQ)

Q1-7【合意形成プロセス】

☆平成25年12月13日追加

合意形成プロセスについて、それぞれの特徴等を教えてください。

A. 本事業では、経営改善計画について金融機関から同意を得ることを支払要件の一つとしています。

複数の金融機関との合意形成では、直接持ち回りで同意を得る以外の手法として、以下の3パターンを想定しています。

債権者数や金融支援の内容等、申請者の利用意思等を踏まえ、主要金融機関と相談の上で、適切な方法をお選びください。

《各合意形成の場の特徴》

合意形成の場	事務局・主催	参加者
バンクミーティング	事業者 (認定支援機関が支援)	・事業者 ・認定支援機関 ・金融機関を中心とする債権者 etc.
経営サポート会議 (各県毎に設置)	信用保証協会等	・事業者 ・認定支援機関 ・金融機関を中心とする債権者 ・信用保証協会等 etc.
中小企業再生支援協議会 (各県毎に設置) (※1)	中小企業再生支援協議会	・事業者 ・認定支援機関 ・金融機関を中心とする債権者 ・中小企業再生支援協議会 etc.

(※1) 計画の修正を行うなどして、何度も金融調整を図っても、なお金融機関からの同意を得ることが困難であり、認定支援機関が策定支援した計画をベースに、中小企業再生支援協議会が補完的な支援作業を行うに留まる案件に限る

よくあるご質問(FAQ)

認定支援機関からのご質問

Q2-3【モニタリング業務】

☆平成25年12月13日改訂

モニタリングとは具体的にはどのような業務を行えばよいのでしょうか？

A. 策定した経営改善計画が計画どおりに進捗し経営改善が図られているかどうか、あらかじめ計画に定められた期限ごとに定期的に、事業者が金融機関等に報告する事前準備等（経営改善計画と実績との乖離が生じている場合においては、事業者に対し、乖離の原因についての分析と併せて、適切なアドバイス等を行う業務を含む。）を行います。

【参考】（改訂前）Q2-3【モニタリング業務】

モニタリングとは具体的にはどのような業務を行えばよいのでしょうか？

A. 策定した経営改善計画が計画どおりに進捗し経営改善が図られているかどうか、あらかじめ定められた期限ごとに定期的に、事業者が金融機関等に報告する事前準備等を行います。

Q2-7【他の制度との併用について】

☆平成25年12月13日追加

計画策定支援費用等を軽減することを目的に、例えば、申請者（事業者）負担の費用の3分の1について、他の補助制度等を併用することは可能でしょうか。

A. 可能です。

申請者の費用負担について、他の補助事業、例えば、地方自治体が実施する専門家派遣事業や、信用保証協会が実施する費用負担補助事業等を併用した場合についても、本事業による支払対象となります。

なお、この場合の総額費用の考え方は、Q2-8を参照願います。

よくあるご質問(FAQ)

Q2-8【専門家派遣事業等の併用】

☆平成25年12月13日追加

専門家派遣事業等（以下、「派遣事業」という。）を併用した場合において、総額費用（モニタリング費用を含む）の考え方について教えてください。

A. 本事業ではモニタリング費用の上限を総額の1/2（平成25年7月10日付留意事項参照）としていますが、計画策定にあたり派遣事業を利用した場合においては、この限りではありません。

派遣事業を利用した場合のモニタリング金額は、派遣事業を利用しない場合の金額と同額を上限とすることができます。

（例）専門家派遣事業（1回あたり3万円×3回）を利用して計画策定を行った場合

専門家派遣事業等	専門家派遣事業等を利用した場合の負担軽減額	計画策定費用 (a)	上限となる モニタリング費用額 (b)	総額費用
利用無し	—	30万円	30万円	60万円
利用あり	9万円 (3万円×3回)	21万円	30万円	51万円

利用無しの場合と同じ金額を上限にすることが可能！

なお、派遣事業の利用が見込まれる場合でも、利用申請時における費用見積額は、派遣事業を利用した場合の負担軽減額を考慮しない金額で申請願います。

Q2-9【金融機関による支援業務に係る費用】

☆平成25年12月13日追加

当行では従来、取引先の経営改善計画策定支援にあたり、自行の行員のみが業務を行っていた場合では取引先から対価を得ずに無償で対応してきました。今後、計画策定支援に係る業務の一部について外部専門家を用いた場合に限り、有償での対応を検討しています。このようなケースにおいても本事業の対象となりますか。

A. 本件のようなケースでは、有償、無償それぞれで実施する業務について自行内部で整理された上で、今後、本事業の利用の有無に関係なく有償で実施する業務については本事業を利用することができます。なお、本事業を利用する場合のみ有償で対応するケースについては対象外となります。また、有償で実施する場合には、事業者からの理解を得た上で取り組むよう留意願います。本事業では、認定支援機関である金融機関が対価を得ずに実施している業務については、引き続き支援センター事業による支払の対象外としております。

よくあるご質問(FAQ)

金融機関からのご質問

Q3-2【金融支援の内容】

☆平成25年12月13日改訂

この制度における金融支援とはなんでしょうか。

A. 本事業における金融支援とは、条件変更等と融資行為（借換融資、新規融資）を指します。

ただし、計画において金融支援として融資行為のみを予定する場合には、支払申請の際、当該融資行為を実施する予定である金融機関から

- ・「申請者が財務上の問題を抱えている」
- ・「当該融資が、真に申請者の経営改善・事業再生に必要な範囲での融資である」

旨の金融支援に係る確認書面（次ページ例参照）の提出が求められます。

《金融支援の一例》

金融支援の内容		具体的な手法等の例
条件変更等		金利の減免、利息の支払猶予、元金の支払猶予、DDS、債権放棄
融資行為	借換融資	同額借換（事実上の借入期間の延長を含む）、債務の一本化
	新規融資	新規での貸付実行

【参考】（改訂前）Q3-2【経営改善計画における金融支援の内容】

この制度における金融支援とはなんでしょうか？

A. 経営改善計画における金融支援には、リスク等のほか新規融資を含みます。ただし、金融機関調整を行うことを前提とせず、当初より新規融資のみを目的として計画策定を行う場合の利用申請は、支援センター事業の費用負担の対象とはなりません。したがって、新規融資を含む経営改善計画のうち、支援センター事業の費用負担の対象となるのは、新規融資を含む経営改善計画について他行（信用保証協会を含む）との金融調整を行い、経営改善の実施に必要な範囲で全金融機関が同意した場合となります。

よくあるご質問(FAQ)

Q3-3 (削除)

☆平成25年12月13日改訂

新規融資については、改訂Q3-2にまとめましたので旧Q3-3は削除しました。

【参考】(改訂前) Q3-3【新規融資の取り扱い】
Q3-2における新規融資の取り扱いについて教えてください。

A. 支援センター事業の対象事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱える中小企業・小規模事業者であり、新規融資については、金融調整の結果、他の金融支援(条件変更等)とともに実施するなど、既存の借入金の月々の返済負担が軽減される金融支援がなされることが前提となります。したがって、新規融資については、既存の借入金の返済負担が軽減される他の金融支援とともに実施されるものや、返済負担が軽減される借換融資(Q3-4参照)に限り、支援センター事業の費用負担の対象となります。

Q3-4 (削除)

☆平成25年12月13日改訂

借換融資については、改訂Q3-2にまとめましたので旧Q3-4は削除しました。

【参考】(改訂前) Q3-4【借換融資の取り扱い】
借換融資の取り扱いについて教えてください。

A. 借り換えのための新規融資(借換融資)については、実態として既存の借入金についての月々の返済負担が軽減されるものは、本事業による費用負担の対象となりますが、実態として既存の借入金についての月々の返済負担が軽減されないものは、本事業による費用負担の対象とはなりません。

Q3-6【当行のみの取引先への利用】

☆平成25年12月13日改訂

当行のみの一行取引先でもこの制度の利用が可能でしょうか？

A. 支援対象となります。ただし、信用保証協会の保証付きの融資を受けている場合は、金融支援について金融機関と信用保証協会の同意が必要となります。

よくあるご質問(FAQ)

その他のご質問

Q4-1 【本制度の申請期限】

☆平成25年12月13日改訂

この制度の申請期限はあるのでしょうか？

A. 本事業の利用申請受付期間は、平成26年度末までとなります。平成26年度末まで利用申請を受けた案件については、経営改善計画策定支援に係る費用、計画策定後3年間の定期的な計画進捗状況の確認・金融機関等への報告の実施の費用についても、本事業における費用負担の対象となります。

【参考】（改訂前）Q4-1 【本制度の申請期限】

この制度の申請期限はあるのでしょうか？

A. 本事業は、予算上の制約から現時点においては、平成25年度末までの支出を対象としています。平成26年度以降の経費については、支出対象とする方向で検討を進めており、支出可能となった段階で支援センターから連絡する予定です。
なお、経営改善計画策定支援業務終了（モニタリング費用についてはそれぞれ実施）後に支払申請を行うことになっていますが、設定された予算額に達し次第終了となります。

留意事項

【同意書の取扱いに係る留意事項について】

☆平成25年12月13日追加

本事業においては、計画についての同意書の取得対象となる金融機関は“計画の実行に必要な範囲内”としています。同意書は原則として、全ての金融機関から取得することが必要ですが、以下に記載する要件・手続きの下、同意書に代えて「同意確認書」にて金融機関の同意意思の確認ができました。

○要件

金融支援の内容が、リスケジュールや融資行為（借換融資・新規融資）である場合には、同意書に代わり、「同意確認書」（次ページ例参照）によって金融機関の同意意思について確認することができるものとします。
なお、金融支援の内容が、債権放棄、DDS等を伴う場合には、経営改善計画の実行に必要な全ての金融機関から同意書の取得が必要です。

○手続き

- (1) 以下の3つの場合においては、同意書に代わり、金融機関の意思確認を「同意確認書」で行うことができます。
 - ① バンクミーティング
⇒「同意確認書（申請者及び認定支援機関の署名）」
 - ② 経営サポート会議
⇒「同意確認書（申請者及び認定支援機関の署名）」
 - ③ 中小企業再生支援協議会
⇒「同意確認書（中小企業再生支援協議会の署名）」
- (2) 持ち回り等で同意書を取得する場合においても、一部の金融機関については、同意書に代わり、当該金融機関の意思確認を「同意確認書」で行うことができます。
 - ① 条件変更等の金融支援を予定している金融機関
⇒「同意書」（従来と変更ありません）
 - ② 金融支援を予定しない金融機関
⇒「同意確認書（申請者及び認定支援機関の署名）」

なお、一括弁済等を行っても経営改善計画の遂行に支障を来たさない金融機関で、他の全ての金融機関が当該金融機関を除外することを承諾している場合は、当該金融機関からの同意書、同意確認書の取得は不要です。

詳細は「経営改善計画策定支援事業にかかる留意事項（同意書の取扱い）」を参照願います。

留意事項

<バンクミーティング等での同意意思の確認の例>

平成〇年〇月〇日

同意確認書
経営改善計画の成立について

対象債権者各位

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づく認定経営革新等支援機関の支援により策定された「●●株式会社 経営改善計画(平成●年●月●日付)」について、平成〇年〇月〇日に開催された下記の対象債権者出席の債権者会議において、対象債権者全ての同意確認をもって、正式に成立したことをご報告します。

記

【出席対象債権者】

株式会社A銀行
株式会社B銀行
C信用金庫
D県信用保証協会

申請者名(〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 押印)
認定支援機関名(〇〇税理士法人)
氏名(〇〇 〇〇 押印)

<持ち回り等での同意意思の確認の例>

平成〇年〇月〇日

同意確認書
経営改善計画の成立について

- 商工会議所
- 経営改善支援センター

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づく認定経営革新等支援機関の支援により策定された「〇〇株式会社 経営改善計画(平成〇年〇月〇日付)」について、下記対象債権者について同意確認したことをご報告します。

記

- 1.確認日時
平成〇年〇月〇日〇時頃
- 2.確認先
●●銀行●●支店●●課 ●● ●●
- 3.確認方法
面談 面談場所等
電話
- 4.面談内容(経営改善計画についての賛否)
賛成
反対はしない
- 5.確認内容等(面談記録、メモ等)
.....

申請者名(〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 押印)
認定支援機関名(〇〇税理士法人)
氏名(〇〇 〇〇 押印)

【(参考)同意意思の確認手続き】

項目	同意意思の確認手続き
原則的なケース	経営改善計画の実行に必要な全ての金融機関から同意書の取得が必要です。
同意書に代わって同意意思を確認するケース	金融支援の内容が、 <u>リスケジュールや融資行為(借換融資・新規融資)</u> である場合には、前頁に記載する手続においては、同意書に代わり、金融機関の意思確認を同意確認書で行うことができます。 なお、金融支援の内容が、 <u>債権放棄、DDS等</u> を伴う場合には、原則のとおり、全ての金融機関から同意書を取得する必要があります。

なお、一括弁済等を行っても経営改善計画の遂行に支障を来さない金融機関については、他の全ての金融機関が当該金融機関を除外することに同意をしている場合は、当該金融機関からの同意書の取得は不要です。

留意事項

【経営改善計画の一部省略の取り扱い】 ☆平成25年12月13日追加
経営改善計画の内容として示されている事項のうち、必要に応じて省略可能なものがあれば教えてください。

A.
経営改善計画における記載事項のうち、以下の場合に限り、一部の内容について省略を可能とする扱いとしました（サンプルBを参照）。

（省略を可能とする内容等）

資産保全表	• 金融支援の内容に債権放棄や実質的な債権放棄を含まず、金融支援を要請する金融機関が提出不要とみなす場合
貸借対照表 キャッシュフロー計算書	<p>（以下全ての条件を満たすもの）</p> <ul style="list-style-type: none">• 金融支援の内容に債権放棄や実質的な債権放棄を含まないとき• 重要な設備投資、運転資金の変動がないと見込まれるとき• 以上の要件を満たし、金融支援を要請する金融機関が詳細な財務3表の提出までは不要と認める場合 <p>上記全ての条件を満たす場合に限り、「貸借対照表」、「キャッシュフロー計算書」に代わり、「損益計画」をベースにした「簡易キャッシュフロー計画」および「借入返済計画」を策定することが認められます。</p> <p><u>ただし、この場合においても、貸借対照表の（実態）純資産の予測値の記載は必要です。</u></p>

（参考）「手引き」に示されている経営改善計画の内容

- ビジネスモデル俯瞰図
- グループ相関図
- 資金繰実績表
- 経営改善計画に関する具体的施策及び実施時期
- 実施計画（アクションプラン）及びモニタリング計画（原則3年程度）
- 資産保全表
- 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の計数計画（金融支援（条件変更、新規融資等）含む）
- その他必要とする書類

留意事項

【利用申請の見積と支払申請の申請額の関係】 ☆平成25年12月13日追加

- ①支払申請において、実際の業務により生じた金額が、利用申請時に提出した見積書の金額を超えてしまった場合、その超過費用は、費用負担の対象となりますか。
- ②計画策定費用（モニタリングを除く）が見積書の金額を下回った場合、利用申請時の見積書の金額の総額の枠内であれば、当初の見積書の金額を超えて行ったモニタリング費用は、費用負担の対象となりますか。

A.

- ① 「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引き（認定支援機関向け）」の3. 支払費用の記載「利用申請時に提出する費用総額（予定）を超えた費用については対象とはしない」とおり、利用申請時に提出する費用総額（予定）を超えた費用については、費用負担の対象となりません。
- ② 費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額において、モニタリング費用とそれ以外の費用の区分をしていることから、当初の見積書の金額を超えて行ったモニタリング費用は費用負担の対象となりません。

～解説～

支払申請時における実際の作業に生じた金額（以下、実際金額）に係らず、利用申請時における見積書の見積金額（以下見積金額）の2/3（最大200万円）を上限として費用負担するものとします。なお、モニタリング費用は費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額の1/2以下（平成25年7月10日付け「経営改善計画策定支援事業に係る留意事項」）としているため、モニタリング費用とそれ以外の費用は、支払申請時に見積を行った金額を上限として費用負担するものとします。

関係	費用負担の上限	備考
支払申請時の金額が、利用申請時の見積書の金額より小さい	支払申請時の金額の2/3（最大200万円）	モニタリング費用とそれ以外の経営改善計画策定支援費用は、見積額の各々の内訳金額を上限として費用負担するものとします
支払申請時の金額が、利用申請時の見積書の金額より大きい	利用申請時の見積金額の2/3（最大200万円）	

<設例>

項目		利用申請時の内容（見積額）	支払申請時の内容
経営改善計画策定支援費用 （モニタリング費用除く）	費用負担対象費用	60万円	45万円
	補助支払額	40万円	30万円
モニタリング費用	費用負担対象費用	60万円	75万円
	補助支払額	40万円	40万円
総額	費用負担対象費用	120万円	120万円
	補助支払額	80万円	70万円

（補足説明）

モニタリング費用とそれ以外の経営改善計画策定支援費用は、利用申請時の見積額の各々の内訳金額を上限となります。このため、例えば、経営改善計画策定支援費用（モニタリング費用除く）の実際に生じた費用が45万円、モニタリング費用の実際に生じた費用が75万円となった場合、経営改善計画策定支援費用（モニタリング費用除く）の補助支払額は30万円（45万円：支払申請時の費用×2/3）、モニタリング費用の補助支払額は40万円（60万円：利用申請時の見積額×2/3）となります。